

彦根市身体障害者自動車運転免許取得奨励事業について

市内に住所を有する身体障害者が、就労や外出等社会活動への参加を促進することを目的として、自動車の運転免許の取得に要した費用の一部を助成します。

ただし、自動車教習所に通所する前に、市に必要書類を提出する必要があります。

また、所得による支給制限があり、本人・配偶者・扶養義務者の所得額によっては、助成を受けられない場合があります。

○ 対 象 者

市内在住の身体障害者手帳の交付を受けた、次のいずれかに該当する人。

ただし、過去に自動車運転免許を取得していた人で、再取得をする人は除く。

- ① 身体障害者手帳の障害程度がⅠ級～Ⅳ級の人
- ② ①以外であっても障害が肢体不自由で、当該障害のために運転する自動車を改造する必要がある人

○ 助 成 額

自動車教習所において普通自動車免許を取得するのに要した費用の3分の2以内の額

ただし、最高限度額は 75,000 円です。

○ 申 請 方 法

1 教習開始前に…

自動車教習所に通所する前に、市障害福祉課に次の書類を提出してください。

- ① 身体障害者自動車運転免許取得申込書
- ② 身体障害者手帳の写し

2 自動車運転免許が取得できたら…

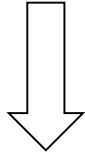
免許取得後 60 日以内に、市障害福祉課に次の書類を提出してください。

- ① 身体障害者自動車運転免許取得奨励事業補助金交付申請書
- ② 運転免許を取得するのに要した費用にかかる証拠書類（領収書等）
- ③ 運転免許証の写し
- ④ 承諾書
- ⑤ 請求書（申請者本人名義の口座をご記入ください）
- ⑥ 通帳の写し（口座情報が記載されているページ）

○手続きの流れ

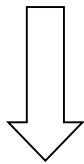
自動車教習所に通う前

申請者



必要な書類を市障害福祉課に提出してください。
(追加で書類の提出をお願いする場合があります。)

市 障害福祉課

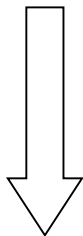


市で受給条件・提出書類等を確認・審査した後、申請者あてに
身体障害者自動車運転免許取得承認通知書を通知します。

申請者

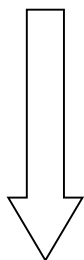
教習所に通所、免許取得後

申請者



免許取得後 60 日以内に、
速やかに必要な書類を揃えて市障害福祉課に提出してください。
(追加で書類の提出をお願いする場合があります。)

市 障害福祉課



市で提出書類を確認・審査した後、申請者あてに
身体障害者自動車運転免許取得奨励事業補助金交付決定通知書を通知します。
請求書に記入された口座に補助金を振込みます。
振込日は後日通知します(請求日から約1か月後です)。

申請者

問合せ先

彦根市障害福祉課

〒522-0041 彦根市平田町 670(彦根市福祉センター内)

TEL 0749-27-9981 FAX 0749-30-9231